

益城町立益城中央小学校 学校いじめ防止基本方針

(1) 「いじめ防止基本方針」の策定について

「いじめ防止対策推進法(H25年6月公布)」第13条並びに、国の「いじめ防止基本方針(H25年10月)」「熊本県いじめ防止基本方針(H25年12月)」「益城町いじめ防止基本方針(H26年)」に沿い、学校におけるいじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する。

(2) いじめのとりえ方

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(SNSを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条

- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極める。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみでなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級または部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団等、当該児童間の何らかの人間関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられることなどを意味する。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

(3) いじめ防止に向けた方針

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを進める。
- ②子どもが主体となって、いじめのない子ども社会を形成するという意識をはぐくむため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- ③いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表

明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況を把握する。

(4) いじめ防止の組織づくりについて

「いじめ防止等の対策のための組織」として、複数の教職員等によって構成する「いじめ防止対策委員会」を校内に組織する。なお、組織を効果的に機能させるために、外部専門家と連携し、必要に応じた助言・参加を求める。

また、「いじめ防止対策委員会」では、指導方針及び年間計画を作成し、教職員の共通理解による実践を行うとともに、PTAと連携した取組を進め、PDCAサイクルによる評価のもとに見直しを図っていく。

「いじめ防止対策委員会」構成員

校長、教頭、教務、情報集約担当者、生徒指導担当、人権教育主任、養護担当、関係児童の担任関係職員、必要に応じて外部専門家等

(5) いじめ防止等のための具体的な施策

ア いじめの未然防止

①わかる授業づくり

- ・支持的風土のある学級経営を基盤として、すべての児童が授業に参加し、学習場面で活躍するとともに、互いの学び合いを深め、わかる喜びと自己有用感を持てる授業を実践する。

②人権教育・道徳教育の充実

- ・子どもの実態をとらえ、互いの関わりを深める人権学習や日常指導を進める。
- ・子どもの体験や人材を生かした心に響く道徳の授業を実践する。
- ・道徳の授業を要として、教育活動全体を通じた道徳性の向上を図る。

③朝の会、帰りの会、特別活動等の工夫

- ・特別活動でのソーシャルスキル学習や、朝・帰りの会での互いを認め合う活動等を工夫し、人間関係を形成する力を育てる。
- ・学級会や委員会活動等において、生活上の課題について話し合い、解決していく力を育てる。
- ・インターネットを使う際の情報モラル指導を総合的な学習(特別活動)等で行う。

④生活規律・集団行動の育成

- ・あいさつの励行、生活のきまりを守ること等の生活規律の指導を徹底する。
- ・協力して活動することや静かに話を聞く態度、自分の考えをはっきりと述べる力等の集団行動を育成する。

⑤「命を大切にできる心」を育む指導プログラム

- ・「心のきずなを深める月間」の取組や人権教育旬間等をとおして、自分を大切にするとともに他者を大切にできる心や態度を育てる。

⑥主体的な児童会活動

- ・児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて運営する児童会活動を育成する。

イ いじめの早期発見の取組

①日常的な観察

- ・休み時間や放課後の時間等、児童間の様子や人間関係を観察する。
- ・一人ひとりの児童の表情の変化に気をつけるとともに、語りかけを積極的に行う。

②生活ノート等の活用

- ・生活ノート等を活用し、児童の心の変化をつかむとともに、必要に応じて、家庭との連絡を日頃から取るようにする。

③教育相談

- ・状況に応じて個別の教育相談をするなど、未然もしくは早期の対応を行う。
- ・教育相談週間を設けて、児童を対象にした教育相談を行う。
- ・学期ごとの教育相談期日を各家庭に知らせ、保護者の心配や悩み等の教育相談も対応する。必要があれば、SCにつなぐ。

④いじめ実態調査アンケートの実施

- ・「心のアンケート調査」から実態を把握し、事実確認及び指導を行う。
- ・学校評価アンケートから、学校生活への安心感の度合いや保護者や児童の願いを把握し、教育活動に生かす。

ウ いじめに対する措置

- いじめを認知し、またはいじめの通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開いて組織的に対応し、いじめられた児童を守り通す。
- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

エ 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告し、調査等について相談する。
- 被害者・保護者に対して丁寧に説明を行い、被害者等の意向を踏まえた対応を行う。
- 事実関係を明確にするための調査を実施し、学校や教職員自らの対応を振り返り、検証を行い、再発防止に努める。